

個人情報ファイルの名称	永久選挙人名簿（定時・選挙時）	
行政機関等の名称	相馬市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	予め選挙権を有する者を確認し公正な選挙の実施を図るため（永久等の各選挙人名簿）	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢、5本籍・国籍、6賞罰	
記録範囲	17歳以上の住民基本台帳登載者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳情報の利用	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）企画政策部企画政策課	
	（所在地）相馬市中村字北町63番地の3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1.2.3.4の記録項目については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第24条による異議申出、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第29条第2項による調査請求をすることができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	